

学校いじめ防止基本方針

香取市立北佐原小学校

令和 6 年 4 月 改訂

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されないという毅然とした対応が必要である。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でいねいな説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

（上記について、けんかやふざけ合いでも背景にある事情を調査する）

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（既に画像や動画等が消去されたものも含む）

- ・新型コロナウイルス関係での誹謗中傷をうける。

（参考） 文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年度）

3 いじめ対策組織の設置と校内体制

校長・教頭・生徒指導部会（教務・生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭等）、学級担任等を核とした「いじめ対策組織」を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止等基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止等基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運

営する。

- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。

(校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任等)

- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報に対して緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーの申請をしてメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級及び学校全体で醸成する。
- (3) はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者から仲裁者への転換を促す。
- (4) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (5) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (6) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (7) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリスト、いじめの情報や訴えに対応するためのフロー図の活用

イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

- ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
- ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
- ・人権教育等の推進
- ・読書活動の推進

- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

エ 授業改善の推進

- ・授業改善の日々取り組み、一人一人を大切にしたい、わかる授業づくりの推進
- ・**教科の指導と生徒指導の一体化（「自己指導能力」の育成）**

令和4年 生徒指導提要

＜生徒指導の機能＞

- ①「自己存在感の感受」
- ②「共感的人間関係の育成」
- ③「自己決定の場の提供」
- ④「安全・安心な風土の醸成」

オ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
- ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

カ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
- ・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
- ・「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
- ・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
- ・PTA集会等での道徳の授業の公開

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・休み時間や放課後等の児童との雑談や日記等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・定期的な教育相談の実施（年3回：5月、10月、1月）
- ・児童の悩みのアンケート調査（いじめを含む）の実施（年5回：5月、7月、9月、11月、1月）

※上記アンケートは各家庭に持ち帰って実施し、保護者も内容を確認する。

記載内容は管理職が確認し、関係職員と連携して速やかに対応する。

イ 相談体制の整備

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室の相談機能の充実
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーの活用
- ・相談箱（こころのはなたば）の設置
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・いじめ等に関する相談・情報提供について保護者及び地域住民への周知
- ・児童、保護者に対して電話相談窓口の周知

・ 24時間子供SOSダイヤル〈文部科学省対応〉 0120-0-78310
・ 香取市ほっとダイヤル〈香取市教育委員会対応〉 0478-50-1288

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に基づき、組織的に対応する。

- | |
|--------------------|
| ☆ 早期発見・早期対応！ |
| ☆ 全職員で共通理解！ 組織で対応！ |

ア いじめの認知

- ① いじめの疑いについての初期情報の把握
- ② 組織として事実関係の把握、いじめであるか否かの判断の実施

イ 初期対応

- ① いじめ対策組織で初期対応の方針の決定
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ いじめられている児童、いじめている児童への支援及び保護者への方針説明
- ④ 事実関係を明確にする調査（速やかな聞き取り、正確な実態把握）
- ⑤ いじめられている児童、いじめている児童、他の児童等への初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ① 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ② 保護者への報告と支援・助言（即日、直接会って複数で対応）

エ 長期対応

- ① 関係児童の心のケア
- ② 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の対処

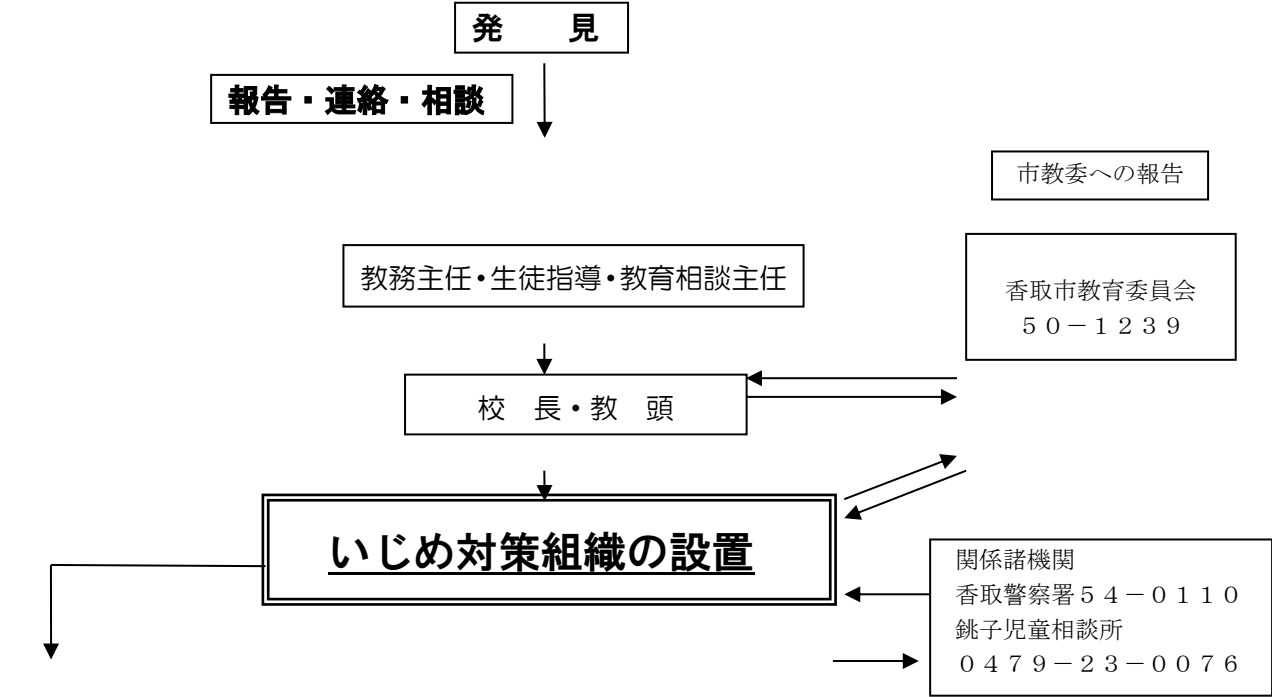
- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに対策組織を立ち上げる。
- ② 市教育委員会及び関係機関と連携し、調査・報告を行う。

(参考) 重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

(ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

(イ) いじめにより児童等が相当の期間(30日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

< 重大事態発生時の報告・連絡体制 >



対 応

いじめられている児童	いじめて いる児童	他の児童	いじめられてい る児童の保護者	いじている 児童の保護者	P T A	報道機関への 対応
・安心して登校できる支援・指導(席替え、別室登校など) ・安心して学校生活ができる支援の継続	・本人からの謝罪ができるように、いじめた相手と話し合える場の設定 ・思いやりや規律意識をめざした行動をとることができるように指導	・いじめられている児童の心情を考えさせ、当事者意識をもつ指導 ・いじめを止める手立てを考え、行動できるようにする支援・指導	・“子どもを絶対に守る”という姿勢を示す。 ・信頼関係づくり	・いじめの事実を正確に伝える。 ・具体的な対処法や今後の生活について相談・指導・助言をし、共通理解を図る。	・必要に応じて、保護者説明会(P T A 学級集会・全体集会)を開く。	・対応窓口設定し対応する ・事実を正確に伝える (市教委と連絡・連携して対応する。)
生徒指導主任・教育相談主任・学級担任・養護教諭等(複数で対応)					教	頭

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは以下の２点の要件が満たされている必要がある

- ①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも３か月以上が目安)
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(被害して児童及び保護者に確認)

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する。
- (2) 毎年度、本校におけるいじめ問題についての分析、点検を行う。
- (3) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、分析・点検の結果や学校評価等を活用し見直していく。

--